

## 奈良市文化振興補助金審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、奈良市文化振興補助金交付要項（平成30年5月11日施行。以下「交付要項」という。）第6条第2項の規定に基づく奈良市文化振興補助金（以下「補助金」という。）の交付を要望する者（以下「交付要望者」という。）からの要望書の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審査)

第2条 委員会は、別表1に定める審査項目表に基づき審査を行うものとする。

- 2 前項の審査を行う場合においては、別表2に定める評価基準により採点する。
- 3 審査は、市民文化活動支援補助金については一次審査により、都市文化推進事業支援補助金については、一次審査及び二次審査により行う。

### (一次審査)

第3条 一次審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が交付要項第5条の規定により交付要望者から提出された要望書等を精査し、審査項目表に定める審査項目ごとに採点することにより行う。

- 2 委員会は、前項の審査に従って、市民文化活動支援補助金については交付候補事業の適否を決定し、都市文化推進事業支援補助金については、二次審査の対象となる交付要望事業を決定する。
- 3 第1項の審査において、各委員の審査の点数の平均が50点未満であった場合は、交付候補事業としない。
- 4 委員会は、第2項の市民文化活動支援補助金の交付候補事業の適否の決定に際し、事業計画書等の内容等に対し必要な意見を付けることができる。

### (二次審査)

第4条 二次審査は、前条第2項の規定により二次審査の対象と決定された交付要望者が委員会において実施するプレゼンテーションについて、審査項目表に定める審査項目ごとに採点することにより行う。

- 2 委員会は、前項の審査に従って、都市文化推進事業支援補助金について、交付候補事業の適否を判断する。
- 3 第1項の審査において、各委員の評価の点数の平均が50点未満であった場合は、交付候補事業としない。
- 4 委員会は、第2項の都市文化推進事業支援補助金の交付候補事業の適否の決定に際し、事業計画書等の内容等に対し必要な意見を付けることができる。

### (報告)

第5条 委員会は、審査結果について、審査終了後速やかに市長へ報告するものとする。

別表 1

## 審査項目表

	審査項目	No	着眼点	配点
共通項目	公益性	①	市民が主役となる文化事業であるか	15
		②	参加者及び事業範囲が制限されず、広く市民に事業効果が及ぶか	
		③	客観的に公益に資すると認められる事業であるか	
	有効性	①	市民の文化に対する意識を高める効果があるか	15
		②	本市の文化的環境を高める効果があるか	
		③	補助額に見合った効果が期待できるか	
	適格性	①	事業内容・予算規模・実施体制などは適正であるか	15
		②	当該補助金以外にも自主財源の確保をめざしているか	
		③	事業の継続・発展のための工夫が見られるか	
	必要性	①	市民ニーズが高い事業であるか	15
		②	共生社会の実現という観点から、必要性が高い事業であるか	
		③	市が実施するよりも高い効果が期待できる事業であるか	
事業別項目	市民文化活動支援補助金	①	市民が文化活動に参画する場の拡充に繋がるものか	40
		②	地域コミュニティへの波及効果は高いものであるか	
		③	地域が持つ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		④	文化活動を行う次世代の育成に繋がるものか	
	都市文化推進事業支援補助金(広域参加型)	①	市外・県外からも広く参加が見込めるものか	40
		②	奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		③	本市の都市格の向上に資する事業であるか	
		④	本市の都市魅力を広く発信する事業であるか	
	都市文化推進事業支援補助金(国際的発信型)	①	国際的な発信力が高く、国内外からの誘客が見込め、経済波及効果が期待できるか	40
		②	奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		③	国際的な文化交流が図られる事業であるか	
		④	本市の国際的な価値の向上に資する事業であるか	

- ・審査は、共通4項目と補助金の区分に応じた1項目の計5項目において行う。
- ・各委員の評価の点数の平均が50点未満であった場合は、交付候補事業としない。

別表 2

## 評価基準

評価	点数	
	共通項目	事業別項目
高く評価できる	15	40
評価できる	12	32
標準的	9	24
やや問題がある	6	16
問題がある	3	8